

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年12月11日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第65号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第 1

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	167,300	263,800	309,500	347,900
	2	169,400	266,000	311,900	350,500
	3	171,500	268,200	314,200	353,100
	4	173,600	270,400	316,500	355,700
	5	175,700	272,600	318,800	358,300
	6	177,800	274,900	321,100	360,900
	7	179,900	277,100	323,500	363,400
	8	182,000	279,300	325,800	365,900
	9	184,200	281,500	328,100	368,400
	10	186,400	283,800	330,400	370,800
	11	188,600	286,000	332,600	373,200
	12	190,800	288,200	334,900	375,600
	13	193,000	290,400	337,200	378,000
	14	195,000	292,600	339,500	380,300
	15	197,200	294,800	341,900	382,600
	16	199,300	297,100	344,300	384,800
	17	201,400	299,400	346,700	386,900
	18	203,600	301,700	349,100	389,000
	19	205,800	304,000	351,600	391,100
	20	208,000	306,300	354,100	393,100
	21	210,200	308,600	356,600	395,100
	22	212,400	310,900	359,000	397,000
	23	214,600	313,200	361,400	398,800
	24	216,800	315,500	363,800	400,600
	25	219,000	317,800	366,100	402,400
	26	221,000	320,100	368,400	404,100
	27	223,200	322,300	370,700	405,800
	28	225,400	324,600	372,900	407,400
	29	227,600	326,800	375,000	409,000
	30	229,800	329,000	377,100	410,500
	31	232,000	331,200	379,200	411,900
	32	234,200	333,400	381,100	413,300
	33	236,400	335,600	383,000	414,700
	34	238,500	337,700	384,800	416,000
	35	240,600	339,800	386,500	417,300
	36	242,800	341,800	388,100	418,500

37	245,000	343,800	389,600	419,600
38	247,200	345,700	391,000	420,700
39	249,400	347,500	392,400	421,800
40	251,600	349,300	393,700	422,800
41	253,800	351,100	394,900	423,800
42	256,000	352,800	396,100	424,700
43	258,200	354,400	397,300	425,600
44	260,400	356,100	398,400	426,500
45	262,600	357,700	399,500	427,300
46	264,800	359,300	400,500	428,100
47	266,800	360,900	401,500	428,800
48	269,000	362,400	402,500	429,500
49	271,200	363,900	403,500	430,200
50	273,400	365,300	404,400	430,900
51	275,600	366,700	405,300	431,500
52	277,800	368,100	406,200	432,100
53	280,000	369,500	407,000	432,700
54	282,200	370,800	407,800	433,300
55	284,400	372,100	408,600	433,900
56	286,600	373,400	409,400	434,500
57	288,800	374,600	410,200	435,100
58	290,900	375,800	410,900	435,700
59	293,000	376,900	411,600	436,300
60	295,100	378,000	412,300	436,900
61	297,200	379,100	413,000	437,500
62	299,300	380,200	413,600	438,100
63	301,300	381,200	414,200	438,700
64	303,400	382,200	414,800	439,300
65	305,500	383,200	415,400	439,700
66	307,500	384,100	416,000	440,200
67	309,600	385,000	416,600	440,700
68	311,700	385,900	417,200	441,200
69	313,800	386,700	417,800	441,700
70	315,800	387,500	418,400	442,200
71	317,800	388,300	419,000	442,700
72	319,800	389,100	419,600	443,200
73	321,800	389,900	420,200	443,700
74	323,800	390,600	420,800	444,200
75	325,800	391,300	421,400	444,700
76	327,800	392,000	422,000	445,200
77	329,800	392,600	422,500	445,700
78	331,700	393,200	423,000	446,200

再任用職員 以外の職員	79	333,600	393,800	423,500	446,700
	80	335,400	394,400	424,000	447,200
	81	337,100	395,000	424,500	447,700
	82	338,800	395,600	425,000	448,200
	83	340,500	396,200	425,500	448,700
	84	342,100	396,800	426,000	449,200
	85	343,600	397,400	426,500	449,700
	86	345,100	398,000	427,000	450,100
	87	346,600	398,600	427,500	450,500
	88	348,000	399,200	428,000	450,900
	89	349,400	399,800	428,500	451,300
	90	350,700	400,400	429,000	451,700
	91	352,000	401,000	429,500	452,100
	92	353,200	401,600	430,000	452,500
	93	354,400	402,100	430,400	452,900
	94	355,500	402,600	430,800	453,300
	95	356,600	403,100	431,200	453,700
	96	357,600	403,600	431,600	454,100
	97	358,600	404,100	432,000	454,500
	98	359,500	404,600	432,400	454,900
	99	360,400	405,100	432,800	455,300
	100	361,200	405,600	433,200	455,700
	101	361,900	406,100	433,600	456,100
	102	362,600	406,600	434,000	
	103	363,300	407,100	434,400	
	104	363,800	407,600	434,800	
	105	364,400	408,100	435,200	
	106	365,000	408,600	435,600	
	107	365,600	409,100	436,000	
	108	366,200	409,600	436,400	
109	366,800	410,100	436,800		
110	367,300	410,600	437,200		
111	367,800	411,100	437,600		
112	368,300	411,600	438,000		
113	368,800	412,100	438,400		
114	369,300	412,500			
115	369,800	412,900			
116	370,300	413,300			
117	370,800	413,700			
118	371,300	414,100			
119	371,800	414,500			
120	372,300	414,900			

121	372,800	415,300		
122	373,300	415,700		
123	373,800	416,100		
124	374,200	416,500		
125	374,600	416,900		
126	375,000	417,300		
127	375,400	417,700		
128	375,800	418,100		
129	376,200	418,500		
130	376,600			
131	377,000			
132	377,400			
133	377,800			
134	378,200			
135	378,600			
136	379,000			
137	379,400			
138	379,800			
139	380,200			
140	380,600			
141	381,000			
142	381,400			
143	381,800			
144	382,200			
145	382,600			
146	383,000			
147	383,400			
148	383,800			
149	384,200			
150	384,600			
151	385,000			
152	385,400			
153	385,800			
154	386,200			
155	386,600			
156	387,000			
157	387,400			
158	387,800			
159	388,200			
160	388,600			
161	389,000			
162	389,400			

	163	389,800			
	164	390,200			
	165	390,600			
	166	391,000			
	167	391,400			
	168	391,800			
	169	392,200			
再任用職員		233,600	273,300	295,900	334,700

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会 (以下「人事委員会」という。) が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成 2 5 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成 2 5 年 3 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の第 2 7 条第 2 項 (同条第 3 項及び第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第 5 項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (平成元年墨田区条例第 7 号) 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額 (以下この項において「基準額」という。) から、次に掲げる額の合計額 (人事委員会が定める職員にあっては、第 1 号に掲げる額又は第 1 号及び第 2 号若しくは第 1 号及び第 3 号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

平成 2 4 年 4 月 1 日 (同月 2 日から平成 2 5 年 3 月 1 日までの間に新たに職員となった者 (平成 2 4 年 4 月 1 日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。) にあっては、新たに職員となった日 (当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日)) において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (平成 1 2 年墨田区条例第 2 1 号) 第 2 条第 1 項に規定する教職調整額の月額合計額に 1 0 0 分の 0 . 1 9 を乗じて得た額に、平成 2 4 年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数 (同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかつ

た期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

平成24年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

平成24年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

- 4 平成24年4月1日から平成25年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の平成25年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。
(委任)
- 6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。